

定例委員会会議録

委員長 中 村 映 子

委 員 本 橋 正 壽

委 員 岩 崎 典 子

委 員 浅 沼 敏 幸

- 1 日 時 令和7年3月10日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出 席 者 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名
- 4 議 案 (1) 選挙執行時における区職員の選挙事務従事処理要領の一部改正について

 (2) 選挙執行時における区管理職が投票管理者に選任された場合の取扱要領の一部改正について

 (3) 練馬区明るい選挙推進委員活動費等の支給に関する要領の新設について
- 5 報 告 (1) 練馬区議会第一回定例会 予算特別委員会における審議（総務費）について

 (2) 令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会委員長会の開催について

 (3) 令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会通常総会の開催について
- 6 そ の 他 (1) 配付物について
 - ・ ねりましろばらだより・白ばら第92号
 - ・ 推進委員だより第37号
 - ・ 令和6年度 第2回明るい選挙推進委員大会の開催について

(2) 日程について

(3) その他

午前 10 時 00 分、中村委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 選挙執行時における区職員の選挙事務従事処理要領の一部改正について

庶務係長より、選挙執行時における区職員の選挙事務従事処理要領の一部改正について、説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙執行時における区管理職が投票管理者に選任された場合の取扱要領の一部改正について

庶務係長より、選挙執行時における区管理職が投票管理者に選任された場合の取扱要領の一部改正について、説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 練馬区明るい選挙推進委員活動費等の支給に関する要領の新設について

情報啓発係長より、練馬区明るい選挙推進委員活動費等の支給に関する要領の新設について、説明があった。

(質疑・応答)

委員：他区と比較するとどうなっているのか。

事務局：当区は他区よりも活動が活発なこともあり、他区より活動費支給額等は少し高くなっている。

委員：「記念品」という表記は適当なのか。

事務局：区の法務部門にも相談し、現金と区別するため適当な表記であると確認している。

【報告】

(１) 練馬区議会第一回定例会 予算特別委員会における審議（総務費）について

練馬区議会第一回定例会 予算特別委員会における審議（総務費）において、2月20日(木)に立憲民主党の石森愛議員から(1)令和6年衆議院解散総選挙においての準備および運営にかかる困難や課題について(2)開票所従事者の休憩時間や場所の確保について(3)突発選挙による在外選挙人への影響について(4)政治教養講座参加者の感想について(5)若年層啓発について

練馬区議会日本維新の会の山田かずよし議員から(1)個人・政党ポスターの張替えにかかる法律上の問題について(2)剥がされていないポスターへの選管として指導について

練馬区議会みどりの風のしもだ玲議員より(1)SNS を使用しての、区民向けの違反ポスターに関する知識の啓発について(2)電子投票について、質問があった。

事務局長より、立憲民主党の石森愛議員に関して(1)投票所設営とお知らせの印刷・郵送で苦勞し、2開票所で確定時間に大きな差が生じないようにチャット等を活用して進捗の共有を行い、解散時の知見を記録に残したこと(2)一斉に休憩時間を取ることはできないが、従事職員の休憩室は確保しており、適宜必要な休憩を取っていること(3)解散から投票日までの期間が短いと国際郵便の制約などが投票率に影響する恐れがあると考えていること(4)今回

の講演は大変好評であったこと(5)選挙啓発サポーター制度を従前より実施し、令和6年都知事選ではサポーター2名と選挙PRトイレットペーパーを作成したこと。

練馬区議会日本維新の会の山田かずよし議員に関して、(1)個人の政治活動用ポスターは、当該選挙の任期満了6か月前から選挙期日まで掲示することができないこと、政党等の政治活動用ポスターは、公示日・告示日の翌日から選挙期日の間は掲示することができないこと(2)選管職員が公営ポスター掲示板の準備で区内を回る際に現認する場合や、区民の方や警察から報告が入った場合に、現場確認後、法にもとづいて撤去命令を発出し、撤去命令については警察と情報共有を行い、撤去命令に応じない場合には、警察が取締りの判断を行い、改善が見られない候補者については、繰り返しの撤去命令や改めて警察と協議するなど対応していること。

練馬区議会みどりの風のしもだ玲議員に関して、(1)選管公式X(エックス)では専門的な話やクイズなど、平日毎日投稿しており、ポスターの話も1月末の投稿で取り上げたこと(2)選挙に活用するには課題が多いが、学校で行う出前授業や模擬投票で体験する価値はあると思うので、啓発活動の中で検討したいこと、について答弁を行った旨の報告があった。

(質疑・応答)

委員：明らかに撤去命令対象である違反ポスターに選管として措置(対象ポスターに撤去命令対象である旨のシールの貼付等)を行うことは問題になるのか。

事務局：選挙管理委員会には警察のような取締権限がないため、こちらからポスターに直接措置を行うことは適当ではない。

委員：区民からポスターに関する問い合わせがあった場合はどのように対応しているのか。

事務局：原則、選挙管理委員会事務局職員により現地確認を行い、問題があると判断した場合は、直接、候補者に対処依頼を行ったり、警察への情報提供を行っている。

(2) 令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会委員長会の開催について
庶務係長より、令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会委員長会の開催について、説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会通常総会の開催について
庶務係長より、令和7年度東京都特別区選挙管理委員会連合会通常総会の開催について、説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

【その他】

(1) 配付物について

- ・ ねりましろばらだより・白ばら第92号
 - ・ 推進委員だより第37号
-

- ・ 令和6年度 第2回明るい選挙推進委員大会の開催について

(2) 日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、３月２８日（金）１３時００分から定例委員会を開催する。

(3) その他

- ・ 全国市区選挙管理委員会連合会選挙事務功労者表彰予定者について
- ・ 東京都議会議員選挙・参議院議員選挙立候補予定者について

午前 11 時 10 分 中村委員長閉会を宣す。